

《クラッシュカーブロックの出品規定》

① 外装の損傷が大きい事故車両等または自走不可能な車両。(フォークリフトで移動可能な不動態であること)

② 災害車

■出品条件等は以下のものとします。

- ①車台番号が判読可能であること。
- ②燃料等の漏れにより、取扱いに危険があると予測されないこと。
- ③損害保険請求中等、係争中でないこと。
- ④法的問題車、抵当権設定車でないこと。
- ⑤不動態については大型ブロックに該当しないこと。
- ⑥以上の内容を含め、ベイオークが事故現状車・不動態と判断した車両

但し、上記の条件を満たす車両であっても、主要部品が取り外されている、損傷箇所が大きい、管理上危険を伴うなど、ベイオークが出品車両としてふさわしくないと判断した車両については出品を停止することができるものとします。

■検査規定

車両検査は行いません。また、出品店申告内容はベイオークの判断により表記した方が好ましいと判断した内容のみ表記します。

評価点は0点とし、自走不可能な車両のみ「不動態」と表記します。

■出品方法

自走可能車は商品車両搬入出管理規定に準じます。

但し、不動態の搬入受付時間は日曜日・ベイオーク定休日を除く木曜日より月曜日の9時から17時まで、及び火曜日の9時から15時までとします。

尚、搬入場所は車両搬入口の係員の指示に従って下さい。

■搬出

自走可能車は商品車両搬入出管理規定に準じます。

但し、不動態の搬出時間は水曜日の12時から17時まで、及び木曜日より金曜日の9時から17時までとします。

尚、不動態の搬出の際はセルフローダー(4t車まで)、または平ボディ車にてお引取願います。

■クレーム

クラッシュカーブロックにおけるクレームの受付範囲は他のブロックと比べ、大きく制限があります。

クレーム対象

・出品票記載事項の相違・書類関係(メーターダウン、法的問題、抵当権設定車、書類遅延、差替、名変遅延、迷惑行為によるペナルティーのみ)は通常通りとします。

下記項目を含め基本ノークレームとします。

但し、ベイオークがクレーム対象と認めた場合は、この限りではありません。

クレーム対象外

- ① 内外装・装備・機関に関するクレーム事項。
- ② 後日に発覚した冠水車・消火器跡。
- ③ フォークリフトによって移動、または積み下ろし時の出品車両及び積載車両の破損。
- ④ 落札時から搬出までの間に変わっている車両の状態変化。
- ⑤ ガラス欠品等の降雨等による故障・損害。
- ⑥ 天災・地変等のベイオークの責に帰する事のできない理由によつての故障・損害